

# 修 繕 仕 様 書

1. 名 称 須原スキー場索道設備修繕

2. 修繕場所 魚沼市 須原 地内

3. 履行期限 令和 6 年 1 月 31 日まで

4. 監理方法 今回の施工監理方法は、発注者の監理にて行うものとする。  
監理者は、発注者が定める監督員とする。  
施工業者は、重要な部分の施工に関して、その都度報告し指導を受けること。

5. 修繕内容 本修繕は、既存索道設備の内、下記の修繕を行うものである。

## ・フーディクワッドリフト

支えい索切詰	1 式
油圧緊張装置修繕	油圧ユニットオーバホール 緊張装置シンクダーオーバーホール
制動装置修繕	制動油圧ユニットオーバーホール
フーディークワッドリフト小修繕	索輪ほかオイル交換

## ・高原ロマンスリフト

支えい索切詰	1 式
高原ロマンスリフト小修繕	索輪等交換

## 6. 修繕についての留意事項

- ① 使用材料、備品等は、全て同等品以上の物を使用すること。
- ② 修繕完了、部分完了、使用開始前の清掃については、施工業者の責任において行う。
- ③ 引渡しについては、監督員の検査・承認を受けた後とすること。
- ④ 資材搬入、保管方法、騒音、臭気が発生する修繕については、監督員と打ち合わせの上、施工すること。
- ⑤ 安全管理について  
高所作業による足場、点検台よりの落下・墜落防止については、十分に注意し、安全管理を徹底すること。
- ⑥ 廃棄物について  
本修繕で発生した廃棄物は、施工業者において法令に基づいて処分し、処理経過を報告すること。
- ⑦ 有価物について
  - ・ 鉄くず等は有価物として処分を行うこと。
  - ・ 有価物の数量は、スクラップ業者の計量伝票をもとに売り払い明細表を作成し提出すること。
  - ・ 有価物の代金の納入方法は、市が発行する納入通知書により納入すること。